

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和63年3月規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（費用の種目及び限度額）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>市長の承認を受けた上で当該費用を支出することができる。</u></p> <p>（取扱登録）</p> <p>第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>台帳</u></p>	<p>（費用の種目及び限度額）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>当該費用の支出につき様式第1号による行旅病人行旅死亡人取扱費限度外支出承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>（取扱台帳）</p> <p>第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>様式</u></p>

等により登録し、整理しなければならない。

(市長への報告)

第13条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したとき、又は行旅死亡人を取り扱ったときは速やかに市長に報告しなければならない。

別表 (第8条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]
<u>死体の保存に関する費用</u>	<u>必要最少限度の額</u>

第2号による行旅病人及び行旅死亡人取扱台帳により、登録し、整理しなければならない。

(市長への報告)

第13条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したときは様式第3号による行旅病人取扱通知書により、行旅死亡人を取り扱ったときは様式第4号による行旅死亡人取扱通知書により市長に報告しなければならない。

別表 (第8条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この規則は、令和7年3月14日から施行する。